|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **社会** | **第９学年** | **廿日市市立大野中学校** | **指導者　〇〇　△△** |

**単元名**

**本単元で育成する資質・能力**

**説明力・自己有用感**

**日本国憲法と基本的人権**

第９学年２組

生徒数　２９名

（男子１６名，女子１３名）

**日時**　平成２９年　９月　２２日(金)　５時間目　１３：２０～１４：１０

**場所**　９年２組　教室

**１　単元について**

**生徒観**

**（１）学力の定着状況について**

自校作成問題である「大野やりきり100」（４月実施）では，60％以上定着した生徒が84.4％（目標指数80%）であったが，30%以

下の生徒が4.4％（目標指数４％）であった。

多くの生徒に基礎的・基本的な学習内容の定着が図られているが，一部の生徒に学習内容の定着が難しい生徒が見られる。

**（２）説明力の取組との関連**

教科で実施した，根拠や理由を明らかにして説明する問題の準正答率が83.3％であった。一方，全国学力テストにおける数学での資料をもとに判断の理由を説明する問題では正答率が16.9％（県平均16.5％）であった。授業で一度学習した内容についての問題では高い正答率であるが，応用問題となると正答率が低くなり，何をどのように説明するかを具体的にとらえることが難しい生徒が多いと考えられる。

**単元観**

公民的分野の学習のねらいの根本は，民主政治に関する理解を深め，国民主権を担う公

民として必要な基礎的教養を培うことにある。

そのためには，個人の尊厳と人権の尊重の意義についての認識が必要であり，学習指導要領では，本単元について，「人間尊重についての考え方を，基本的人権を中心に深めさせ，法の意義を理解させるとともに，民主的な社会生活を営むためには，法に基づく政治が大切であることを理解させ，我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。」と示されている。単元の内容全般にわたって，日本国憲法の基本的な考え方を具体的な生活とのかかわりから理解させることで，基本的人権の意味をつかませ，人権が保障されることで民主的な政治が行われるということについて考えさせたい。

「

**指導観**

**(１)　指導方法の工夫**

　中学校学習指導要領には，この単元について，「日常的な具体例を取り上げる」とある。学習した内容と生徒の日常生活が結びつくように，時事などを取り入れながら学習を進めたい。また，毎時間，前時の学習内容を説明する場面を取り入れ，繰り返すことで基礎学力の定着を図りたい。

**(２)　説明力の取組との関連**

資料を読み取る場面や，説明する場面では，説明ツールを利用し，個人での記述をもとにペアや小グループで交流し，理解を深めていきたい。また，例を挙げながら具体的に指示を出し，何をどのように思考するのかを，生徒が具体的につかめるようにしたい。話型を提示することで，説明することに難しさを感じている生徒の支援としたい。

**２　単元の構想**

**本単元の目標**

〔関心・意欲・態度〕

・身近にある基本的人権に関する問題を取り上げ，学習した内容をもとに意欲的に調べようとすることができる。

〔社会的な思考・判断〕

・人間尊重の立場から，社会における様々な基本的人権の尊重における課題を見出し，多面的・多角的に考察し，根拠を明確にして公正に判断することができる。

〔資料活用の技能・表現〕

・基本的人権に関する様々な資料を適切に読み取り，有用な情報を適切に選択して活用することができる。

〔社会的事象についての知識・理解〕

・日本国憲法に規定されている基本的人権を中心として，人間尊重の考え方を理解し，その知識を身につけることができる。

**本単元で活用する既習事項・小中の連携**

●（小６学年）明治の国づくりを進めた人びと

●（小６学年）わたしたちのくらしと政治

◎（中３学年）民主化と日本国憲法

○（中３学年）現代社会の特色

**他教科との関連**

・英語科「Unit３　Fair　Trade　Event」

対等な関係での貿易について考える

・家庭科「幼児の生活と家族」

　　　　子どもの権利について考える

・道徳「卒業文集の最後の２行」４－（４）

　　　　人権を重んじ，差別や偏見のない社会の実現に努めようとする態度を育てる。

|  |
| --- |
| **単元の評価規準** |
| 社会的事象への関心・意欲・態度 | 社会的な思考・判断 | 資料活用の技能・表現 | 社会的事象についての知識・理解 |
| ・身近にある基本的人権に関する問題を取り上げ，学習した内容をもとに意欲的に調べようとしている。 | ・人間尊重の立場から，社会における様々な基本的人権の尊重における課題を見い出し，多面的・多角的に考察し，根拠を明確にして公正に判断することができる。 | ・基本的人権に関する様々な資料を適切に読み取り，有用な情報を適切に選択して活用することができる。 | ・日本国憲法に規定されている基本的人権を中心として，人間尊重の考え方を理解し，その知識を身につけることができる。 |

**本単元において育成しようとする説明力・自己有用感とのかかわり**

「対話的な学び」の場面で，説明ツールを活用しながら，日本国憲法の条文を根拠にして資料から読み取った基本的人権に関する問題点を説明する活動を通して説明力の育成を図る。また，グループ活動においてお互いの考えを伝え合い，考えを深め合う活動を通して自己有用感の育成を図る。

（全１１時間)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時 | 学習内容 | 評　価 | 説明力の育成（評価方法） |
| 関 | 考 | 技 | 知 | 評価規準（評価方法） |
| １ | ・過去と現在の権利についての比較を行い，基本的人権が生まれた歴史的背景を理解する。・基本的人権が日本国憲法によって保障されていることを理解する。様々な権利が日本国憲法でどのように保障されているのか知りたいな。 | ○ |  |  | ◎ | ・人権の考え方が生まれた歴史的背景やその発展の様子を理解している。（発表内容）・基本的人権が日本国憲法によって保障されていることを理解している。（ワークシート） | 基本的人権と日本国憲法の関わりが説明できる。（ワークシート） |
| ２ | ・自由権における，精神の自由・身体の自由・経済活動の自由の内容について正しく理解する。・身近な生活の中で，自由権がどのように保障されているかを考える。 | ○ |  |  | ◎ | ・自由権における自由の内容を正しく理解している。（ワークシート）・身近な生活の中で自由権がどのように保障されているかを追究しようとしている。（発表内容　ワークシート） | 身近な事例を取り上げ，自由権との関わりを説明することができる。（ワークシート） |
| ３ | ・平等に生きる権利が侵害されている事例について，資料から読み取り，憲法の条文を根拠に説明する。・憲法１４条の内容を正しく理解する。○○くんの意見で，経験年数の有無は差別にあたらないことに気づいたよ。次は，男女における差別の現状について知りたいな。 |  | ◎ |  | ○ | ・憲法の条文を根拠にして，平等権が侵害されている事例を説明できる。（発表内容　説明ツール）・憲法14条の内容を理解している。（ワークシート）〔自己有用感〕他者とのかかわりの中でクラスに貢献している意識を持ったり，他者の貢献を認めたりすることができる。（振り返り） | 憲法の条文を根拠にして，平等権が侵害される事例を説明することができる。（ワークシート） |
| ４ | ・女性や障がいがある人や定住外国人への差別に関して具体例を通して,多面的・多角的にその原因を考察する。・様々な人と共に生きるための取組について理解する。 |  | ◎グループでの意見交流で，身近な地域の様々なバリアフリーに気づくことができたよ。 |  | ○ | ・女性や障がいがある人びとや定住外国人への差別に関して具体例を通して,多面的・多角的にその原因を考察している。（発表内容　説明ツール）・様々な人と共に生きるための取り組みを理解している。（発表内容）〔自己有用感〕他者とのかかわりの中でクラスに貢献している意識を持ったり，他者の貢献を認めたりすることができる。（振り返り） | 差別の原因を考察し，自分の言葉で説明することができる。（ワークシート） |
| ５ | ・部落差別やアイヌ民族への差別の歴史的背景や差別の解消に向けた取り組みについて正しく理解する。・差別の解消に向けて,自分が取り組めることは何かを考える。 | ◎ |  |  | ○ | ・部落差別やアイヌ民族への差別の歴史的背景や差別の解消に向けた取組について正しく理解している。（ワークシート）・差別の解消に向けて，自分が取り組めることが何かを意欲的に考えている。（発表内容　説明ツール） | 差別の解消に向けて，自分が取り組めることを考え，説明することができる。（ワークシート） |
| ６ | ・社会権が生まれた背景,その内容や意義を正しく理解する。・社会保障制度の改善や充実に向けた取組を追求する。 | ○ |  |  | ◎ | ・社会権が生まれた背景を理解するとともに，社会権の内容と意義を正しく理解している。　（発表内容）・社会保障制度の改善や充実に向けた取組を追求している。（ワークシート）現代社会の特色で学習した少子高齢化の様子を思い出したよ。社会保障制度について詳しく知りたいな。 | 社会権が生まれた背景や内容，意義について説明することができる。（ワークシート） |
| ７ | ・人権を守るための権利について調べ,人権が侵害された場合にどのような権利や制度が保障されているかを理解する。 |  |  |  | ◎ | ・人権が侵害された場合にどのような権利や制度が保障されているかを理解している。（ワークシート） | 人権を保障する権利について説明できる。（ワークシート） |
| ８ | ・社会の変化とともに新たな人権の問題が生じたことを,具体例をもとにつかみ,新しい人権が生まれたことを理解する。・情報化の進展による人権問題を資料から読み取り,その問題に対し,どう行動するべきか,自分の考えをまとめ説明する。 |  |  | ◎ | ○ | ・社会の変化とともに新たな人権問題が生じたことをつかみ，新しい人権が生まれたことを理解している。　（発表内容　ワークシート）・情報化の進展による人権問題に対し，どう行動するべきか，自分の考えをまとめて説明している。　（説明ツール） | 情報化の進展による人権問題に対し，どう行動すべきかを考え，説明できる。（説明ツール） |
| ９ | ・様々な資料から，国際社会のおける人権保障の課題について読み取る。・人権侵害のない世界を築くために，自分にできることを考える。 | ◎ |  | ○ |  | ・様々な資料から，国際社会における人権保障の課題について読み取ることができる。（発表内容）・人権侵害のない世界を築くために自分にできることを考え，説明できる。　（ワークシート） | 人権侵害のない世界を築くために自分にできることを考え，説明できる。（ワークシート） |
| 10 | ・人権と公共の福祉が対立する具体例をもとに,それぞれの視点から考察して,自分の考えを説明する。・公共の福祉の意味をふまえて上で，様々な権利や国民の義務の内容を理解する。 | 権利が保障されることで，自分の夢を実現することができるんだな。これからも権利に関するニュースについて気をつけて見ていこう。 | ◎ |  | ○ | ・人権と公共の福祉が対立する具体例をもとに，それぞれの視点から考察して，自分の考えを説明できる。　（ワークシート）・公共の福祉の意味をふまえて上で，様々な権利や国民の義務の内容を理解している。（発表内容）○○さんの意見を聞いて，自分では保障されると思っていた権利が，公共の福祉の観点から考えると，どうなのだろうと考えさせられたよ。〔自己有用感〕他者とのかかわりの中でクラスに貢献している意識を持ったり，他者の貢献を認めたりすることができる。（振り返り） | 人権と公共の福祉が対立する場面について，それぞれの視点から，自分の考えを説明できる。（ワークシート） |
| 11 | 振り返り単元末説明力問題 |  | ◎ |  |  | ・対立する人権について，日本国憲法の条文を根拠にして，自分の考えを説明することができる。　（ワークシート） | 日本国憲法の条文を根拠にして，基本的人権の保障や制限について説明できる。（ワークシート） |

**単元末説明力問題**

道路建設をめぐる，ＡさんとＢ市の主張を読み，「Ａさんは立ち退くべきか，立ち退かなくてもよいか」について，憲法の条文を根拠にして，自分の考えを説明しよう。

Ａさんは，Ｂ市で３０年にわたって果樹園を経営している。Ａさんの果樹園は，果樹を栽培して売るだけではなく，観光農園としても広く知られている。

Ｂ市は，近年ベットタウンとして人口増加の著しい都市である。住宅地の造成が進み，小学生も増えている。

このたびＡさんのもとに，Ａさんの果樹園をふくむ土地に道路の建設を計画しているため，立ち退いてほしいとＢ市から連絡があった。

Ｂ市は道路を建設する理由として，「今までの道路はせまく車の交通量が増えたため，事故が絶えない。」こと，「特に小学校の通学路となっているため危険である。」ことを挙げた。また，「土地の代金は補償する。」とのことであった。

一方，Ａさんは「長い歳月をかけて今の土地で育てた果樹であり，今後もこの土地で果樹栽培を続けたい。特に観光農園として広く知られているため，場所を移動したくない。」と回答した。

ＡさんとＢ市の主張を整理し，「Ａさんは立ち退くべきか，立ち退かなくてもよいか」のどちらかを選択し，憲法の条文を根拠にして，その理由を説明しよう。

**正答例**

Ａさんは，立ち退くべきである。

　理由：Ｂ市の主張にあるように，①Ａさんが立ち退くことで，子どもたちにとって安全な通学路をつくることができる。Ａさんが立ち退かず，道路をつくれないことは，②日本国憲法が定めている「公共の福祉」に反するので，③Ａさんは立ち退くべきである。

Ａさんは，立ち退かなくてもよい。

　理由：Ａさんの主張にあるように，①Ａさんは長年この土地で果樹園を経営している。土地の代金を補償されても，今まで育てた果樹が元通りになるかは分からない。②日本国憲法では経済活動の自由や財産権が保障されているので，③Ａさんは立ち退かなくてもよいと考えたため。

**評価基準**

視点①主張の内容

視点②根拠となる憲法の条文

視点③選択した理由

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｓ | ◎ | ①が適切であり，①，②，③について整合性があり，わかりやすく説明している。 |
| Ａ | ○ | ①が適切であり，①，②，③について整合性がある。 |
| Ｂ | △ | ①が適切であり，①，②の記述がある。 |
| Ｃ | × | 1. ②，③のうち，１つ記述がある。
 |
| Ｄ | × | Ｓ～Ｃにあてはまらない。 |

**３　本時の学習**

1. **本時の目標**

〔考〕　憲法の条文を根拠にして，平等に生きる権利を侵害している事例を説明することができる。

〔知〕　すべての国民が法の下に平等であることが，憲法14条によって保障されていることが理解できる。

**めざす生徒の姿〔例〕**

浄土真宗を信仰している人でなければ，極力，採用しないの部分が，日本国憲法第１４条で保障されている信条によって差別されないに反しているから。

めあて

憲法の条文を根拠にして，平等権が侵害される事例を説明できる。

ハイライトとなる「対話的な学び」の場面

資料から読み取った内容について，平等権が侵害されていることを明らかにするために，憲法の条文を根拠にして，説明ツールを用いてお互いに説明しあう場面。

**②　本時の流れ**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 展開 | 学習活動 | 形態 | ○指導上の留意点●努力を要する状況と判断される児童生徒への手だて | 評価規準（評価方法） |
| 見通しをもつ | １　前時の復習をする。２　課題を把握する。　・個人で考える。　・全体で交流する。この資料を見ると，たくさん差別がある。こんな差別があったら，望む仕事に就けないよ。憲法で権利は保障されていないのかな。３　めあてを把握する。めあて　　　　　　　　　　　　　　　　・憲法の条文を根拠にして，平等権が侵害される事例を説明できる。 | 全体個人全体全体 | 〇自由権の内容を確認させる。〇資料「求人広告」から，おかしいと考える内容を，説明ツールに記入させる。〇雇用における差別が自分の人生にもたらす影響を考える。 |  |
| 自分の考えを持つ | ４　憲法１４条の内容を確認する。５　資料から自分が読み取った事例が，憲法の条文のどこに反するかを考える。　・個人で考える〔生徒の予想される反応〕 | 全体個人 | ○憲法１４条の条文を理解させる。●机間指導を行い，条文の語句について具体的に説明する。○個人で考え，説明ツールに赤色で記入する。●例を取り上げ，全体で確認する。 | 〔知〕憲法１４条の内容を理解している。（発表内容） |
| 考えを交流する○○くんの意見で，経験年数の有無は差別にあたらないことに気づいたよ。 | ・グループで交流する・全体で交流する | グループ全体 | ○個人で考えた内容をグループで交流させる。○グループで考えた内容を発表させる。●話型を提示する。○憲法の条文に反しないものは，差別にあたらないことを理解させる。 | 〔考〕憲法の条文を根拠にして，平等権が侵害されている例を説明できる。（説明ツール）〔自己有用感〕他者とのかかわりの中でクラスに貢献している意識を持ったり，他者の貢献を認めたりすることができる。（振り返り） |
| 振り返る | ６　キーワードにそって，憲法の条文を根拠にして，資料の中の平等権が侵害されている箇所を説明する。キーワード：憲法１４条の条文　　平等の権利が侵害されている箇所７　適応題を行う。　・キーワードにそって，ペアで評価を行う。めざす生徒の姿〔例〕浄土真宗を信仰している人でなければ，極力，採用しないの部分が，日本国憲法第１４条で保障されている信条によって差別されないに反しているから。　８　振り返りを行う。 | ペア個人個人次は，男女における差別の現状について知りたいな。 | ○説明に必要なキーワードを確認させる。○説明に必要なキーワードを確認する。○説明ツールの中から，深く学びたい差別について考えさせる。 | 〔説明力〕憲法の条文を根拠にして，平等権が侵害される例説明することができる。（ワークシート） |

**③　板書計画**

めあて

・憲法の条文を根拠にして，平等権が侵害されている事例が説明できる。

求人広告

前時の振り返り

自由権

　・精神

　・身体

　・経済活動

憲法14条

　すべて国民は，法の下に平等であって，

人種，信条，性別，社会的身分又は門地より，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。

振り返り